

兵庫県公報

平成22年3月30日 火曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 指定登録機関の指定（建築指導課）	1
○ 指定事務所登録機関の指定（同）	1
○ 平成19年兵庫県告示第409号の3（会計管理者の権限に属する事務の一部の委任）の一部改正（会計課）	1
監査委員訓令	
○ 兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令	2

告 示

兵庫県告示第405号の2

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項の規定による指定登録機関を次のとおり指定した。
平成22年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 指定登録機関の名称及び住所
社団法人兵庫県建築士会
神戸市中央区下山手通4丁目6番11号 エクセル山手2階
- 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
神戸市中央区下山手通4丁目6番11号 エクセル山手2階
- 二級建築士等登録事務の開始の日
平成22年6月1日



兵庫県告示第405号の3

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第1項の規定による指定事務所登録機関を次のとおり指定した。
平成22年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 指定事務所登録機関の名称及び住所
社団法人兵庫県建築士事務所協会
神戸市中央区北長狭通5丁目5番18号 兵庫県林業会館2階
- 事務所登録等事務を行う事務所の所在地
神戸市中央区北長狭通5丁目5番18号 兵庫県林業会館2階
- 事務所登録等事務の開始の日
平成22年6月1日



兵庫県告示第405号の4

平成19年兵庫県告示第409号の3（会計管理者の権限に属する事務の一部の委任）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

表教育委員会事務局学事課指定都市教職員給与係長の職にある出納員の項中「児童手当」を「児童手当、子ども手当」に改める。

監 査 委 員 訓 令

兵庫県監査委員訓令第 1 号

事 務 局

兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月30日

兵庫県代表監査委員 北 林 泰

兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局処務規程（平成 9 年兵庫県監査委員訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条第 2 項第 3 号中「代休日」の右に「若しくは超勤代休時間」を加える。

附 則

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。